

新蕨市立病院建設工事設計委託仕様書

第 1 業務概要

1 業務名称

新蕨市立病院建設工事設計委託

2 業務の目的

本業務は、1970年（昭和45年）に建設された蕨市立病院が有する耐震性能や老朽化などの課題の解決と高度化・多様化する医療ニーズに対応した快適な医療サービスの提供を目指して、蕨市立病院の移転建替えを行うための基本設計・実施設計を行うものである。

なお、業務遂行にあたっては、「蕨市立病院整備基本構想・基本計画（令和7年3月）」（以下「基本構想・基本計画」という。）を踏まえるとともに、設計建物のインシャルコスト及びランニングコストの縮減に努めるものとする。

3 履行期間

契約締結の日から2027年3月23日までとする。

※新蕨市立病院建設工事基本設計：2026年3月31日まで

※新蕨市立病院建設工事の発注については、当院を取り巻く環境を踏まえ、2026年度内に早期発注することも想定している。

4 履行場所

蕨市北町2-12-18

5 委託料の支払方法

原則として、基本設計委託分として2025年度末完了検査後及び、実施設計委託分として2026年度末業務完了検査後にそれぞれ1回支払うものとする。

6 業務概要

- （1）新病院建設工事基本設計
- （2）新病院建設工事实施設計
- （3）隣接する総合社会福祉センターにおける改修工事に係る実施設計
- （4）調査業務（地盤調査、電波障害予測調査、土地利用履歴調査、測量）
- （5）その他、必要な資料、設計図書等

7 費用負担

本業務に要する費用は全て本委託に含む。

8 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ア 所在地 錦町土地区画整理事業 仮換地 1 2 2 街区
※現在の住居表示：蕨市錦町 3 丁目 3 番 4 1 号
(現西公民館及び老人福祉センター松原会館等敷地)
- イ 敷地面積 4,540.22㎡
※敷地西側道路は、区画整理事業の事業計画の変更により、病院敷地としての活用を検討(道路敷地面積：約450㎡)
- ウ 用途地域 第1種中高層住居専用地域(敷地東側道路から25mを超える範囲)
第1種住居地域(敷地東側道路から25mまでの範囲)
- エ 防火地域 準防火地域
- オ 地区計画 錦町地区地区計画
- カ 日影規制 4時間、2.5時間(測定高さ 4m)
- キ 前面道路 敷地の北側、西側、南側 6.0m
敷地の東側 12.0m

(2) 施設の条件(新病院)

- ア 想定延床面積 9,000㎡程度
- イ 主要構造 基本設計段階における検討協議による。
- ウ 階数 移転候補地の周辺環境や景観への配慮、基本構想・基本計画などを総合的に勘案した階数とする。
- エ 耐震安全性の分類「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」
・構造体 I類
・建築非構造部材 A類
・建築設備 甲類
- オ 標榜外来 内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科
(7科)
- カ 部門構成 病棟部門、外来部門(救急含む)、手術部門、薬剤部門、臨床検査部門、放射線部門、リハビリ部門、人工透析部門、健診部門、栄養部門、管理部門
- キ 人員等 事務職 13人、医師 14人、コメディカル 31人、看護師 77人
※令和7年1月1日現在、非常勤職員等除く
- ク 病床数 130床程度
- ケ 駐車台数 50台以上(平置式)
- コ 駐輪台数 100台程度、その他シェアサイクルスペースを整備(7台程度)

第2 業務内容

業務の内容は次に掲げるとおりであるが、基本構想・基本計画等に記載する事項を十分に踏まえた検討を行い、院内会議(各種検討会議やWG等を含む)や市議会等と随時合意形成を図りつつ、発注者と十分に打合せを行いながら実施すること。

1 新病院建設工事基本設計

基本設計業務は、一般業務及びその他（追加）業務とし、内容及び範囲は次のとおりとする。

（１）一般業務

次に掲げるもののほか、令和６年国土交通省告示第８号別添一第１項第一号に掲げるものとする。

ア 建築（総合）基本設計

①情報収集・準備

- ・発注者により設定された条件の把握（「基本構想・基本計画」等）
- ・現地調査等（敷地、周辺環境等）
- ・類似事例調査
- ・関係法令調査
- ・業務スケジュールの設定
- ・各種打合せ

②条件設定

- ・設計条件の設定（要求性能、法令等の制約条件、工事予算、工事期間等）
- ・設計方針の設定（設計理念、仕様等）

③比較検討

- ・性能面からの機能・形態検討
- ・設計理念・意匠上の検討
- ・概算工事費の検討
- ・施工性の検討
- ・仕様、使用材料、構造方式、設備方式等の総合的検討

④各種計画設計

- ・施設配置計画の作成
- ・空間構成計画の作成
- ・動線計画の作成
- ・平面・断面計画の作成
- ・概算工費の算出
- ・関係機関等との打合せ

イ 建築（構造）基本設計

①情報収集・準備

- ・発注者により設定された条件の把握
- ・現地調査（地盤・地質条件、近隣環境等）
- ・類似事例調査
- ・関係法令調査
- ・業務スケジュールの設定
- ・各種打合せ

②条件設定

- ・設計条件の設定（要求性能、立地制約条件等）

- ・安全性能の設定（積載荷重、風荷重、地震荷重等）
- ・設計方針の設定（設計理念、構造仕様等）

③比較検討

- ・構造種別の検討
- ・構造方式の検討
- ・概算工事費の検討
- ・施工性の検討
- ・維持管理コスト及び管理上の課題検討

④構造計画設計

- ・構造計画（試設計による解析、構造システム、仕様概略設計）
- ・設定条件への適合性の確認
- ・各種計画設計との調整

ウ 電気設備基本設計

①情報収集・準備

- ・発注者により設定された条件の把握
- ・現地調査（現地状況、電力・電話等の関連施設等）
- ・類似事例調査
- ・関係法令調査
- ・業務スケジュールの設定
- ・各種打合せ

②条件設定

- ・設計条件の設定（要求性能、法令等制約条件等）
- ・設計方針の設定（設計理念、仕様、使用機器の設置場所等）

③比較検討

- ・設備種別の検討
- ・使用機器等の検討
- ・概算工事費の検討
- ・施工性の検討
- ・維持管理コスト及び管理上の課題検討

④電気設備計画設計

- ・各種電気設備計画（エレベーター、照明、非常用発電等）
- ・特殊設備計画
- ・設定条件への適合性の確認（省エネ、地球温暖化、非常時対応等）
- ・各種計画設計との調整

エ 給排水衛生設備基本設計

①情報収集・準備

- ・発注者により設定された条件の把握
- ・現地調査（現地状況、給排水、ガス等の関連施設等）
- ・類似事例調査
- ・関係法令調査

- ・業務スケジュールの設定
- ・各種打合せ

②条件設定

- ・設計条件の設定（要求性能、法令等制約条件等）
- ・設計方針の設定（設計理念、仕様、使用機器の設置場所等）

③比較検討

- ・設備種別の検討
- ・使用機器等の検討
- ・概算工事費の検討
- ・施工性の検討
- ・維持管理コスト及び管理上の課題検討

④給排水衛生設備計画設計

- ・給排水設備計画
- ・特殊設備計画
- ・設定条件への適合性の確認（省エネ、地球温暖化、非常時対応等）
- ・各種計画設計との調整

オ 空調換気設備基本設計

①情報収集・準備

- ・発注者により設定された条件の把握
- ・現地調査（現地状況、給排水、ガス等の関連施設等）
- ・類似事例調査
- ・関係法令調査
- ・業務スケジュールの設定
- ・各種打合せ

②条件設定

- ・設計条件の設定（要求性能、法令等制約条件等）
- ・設計方針の設定（設計理念、仕様、使用機器の設置場所等）

③比較検討

- ・設備種別の検討
- ・使用機器等の検討
- ・概算工事費の検討
- ・施工性の検討
- ・維持管理コスト及び管理上の課題検討

④空調換気設備計画設計

- ・空調設備計画
- ・換気設備計画
- ・特殊設備計画
- ・設定条件への適合性の確認（省エネ、地球温暖化対応、非常時対応等）
- ・各種計画設計との調整

カ 各種検討・手続業務

(2) その他（追加）業務

ア 建物内外装のトータルデザイン

- ①周辺の環境・景観と調和する計画とすること。
- ②機能性や効率性を重視した建物形態とすること。
- ③耐久性、維持管理等を総合的に比較すること。

イ 防犯設備計画に関する業務

ウ 防災計画及び災害対策に必要な施設計画等に関する業務

- ①消防法、建築基準法等関連法令に基づく建築物としての防災計画
- ②災害発生時に必要とされる性能確保（必要諸室の整備、災害時のライフラインの確保等）
- ③災害発生時の診療を継続し、情報システムの堅持が可能となる病院計画

エ 構造計画

- ①免震構造や制震構造、耐震構造のコストを含めた総合的比較検討
- ②敷地の特性を考慮し、災害発生時も継続して医療提供できる構造計画

オ ユニバーサルデザインの採用計画

カ 環境保全・自然エネルギーの採用等に関する計画

- ①環境負荷を低減させる手法
- ②自然エネルギーの採用
- ③ZEB導入検討
- ④周辺環境への配慮

キ インフラ計画

- ①引込み計画
- ②大規模災害におけるライフラインの確保
- ③大規模災害に備えた建築設備計画

ク 諸室環境整備計画

- ①別業務で実施する什器類等の現有品調査結果や本業務におけるヒアリング結果などを踏まえた什器・備品類のレイアウトの検討及び作図

ケ 外構計画

- ①安全でわかりやすい進入路の確保
- ②駐車場・駐輪場、車路、緑地・広場、雨水処置等の計画
- ③周辺道路の整備計画（関係機関との協議資料作成及び協議含む）

コ 関係法令のチェックシートの作成及び関係機関との協議

サ 透視図の作成

- ①種類：内観（アイレベル×2室）2枚
外観（鳥瞰図・アイレベル）各1枚 合計4枚
- ②大きさ：A2版
- ③額の有無及び材質：有 アルミ製
- ④電子データ：要

シ バーチャルリアリティ（VR）の作成

発注者が空間計画の検討を行うため、バーチャルリアリティデータを作成する。作

- ①周辺環境データの制作（広場や駐車場・駐輪場、歩道、緑地等の表現含む）
- ②新病院、付属施設等の外観データの制作
- ③新病院の内観データの制作（主要な内装仕上げ、照明、サイン、什器・備品類等の表現含む）
- ④成果品：動画データ、その他必要な資料及びデータ

ス 日影図の作成

セ 概略工事工程表の作成（施工時期、条件等の整理・調整含む）

ソ 一般業務に関連する現地調査

タ 各種設備導入に係る検討

チ B C P 対策の検討

ツ 院内会議（各種検討会議やWG等を含む）、市議会、市民説明会等の資料作成や院内ヒアリング、パブリック・コメント等に対する支援

テ その他、基本設計業務に必要な業務（発注者との協議による）

成果品等については、以下を基本とするものとし、以下に定めのないものについては、発注者と協議により決定するものとする。

7

(3) 建築（意匠）工事費概算書	ファイル綴じ 2部
(4) 基本設計書の概要版	A 3 版製本 60部
2 建築（構造）	
(1) 建築（構造）基本設計図書	ファイル綴じ 2部
① 構造計画説明書	
② 構造設計概要書	
③ 各種検討・作成資料等	
④ 各種技術資料	
⑤ 構造計算書	
(2) 建築（構造）工事費概算書	ファイル綴じ 2部
3 電気設備	
(1) 電気設備基本設計図書	ファイル綴じ 2部
① 電気設備計画説明書	
② 電気設備設計概要書	
③ 各種検討・作成資料等	
④ 各種技術資料	
(2) 電気設備工事費概算書	ファイル綴じ 2部
(3) 昇降機等基本設計図書	ファイル綴じ 2部
① 昇降機等計画説明書	
② 昇降機等設計概要書	
③ 各種検討・作成資料等	
④ 各種技術資料	
(4) 昇降機等工事費概算書	ファイル綴じ 2部
4 給排水衛生設備	
(1) 給排水衛生設備基本設計図書	ファイル綴じ 2部
① 給排水衛生設備計画説明書	
② 給排水衛生設備設計概要書	
③ 各種検討・作成資料等	
④ 各種技術資料	
(2) 給排水衛生設備工事費概算書	ファイル綴じ 2部
5 空気調和・換気設備	
(1) 空気調和・換気設備基本設計図書	ファイル綴じ 2部
① 空気調和・換気設備計画説明書	
② 空気調和・換気設備設計概要書	
③ 各種検討・作成資料等	
④ 各種技術資料	
(2) 空気調和・換気設備工事費概算書	ファイル綴じ 2部
6 その他	
(1) 各種記録書	ファイル綴じ 2部

※「総合」とは、建築物の意匠に関する設計を行うこと、意匠・構造・設備に関する設計をとりまとめることを指す。

※「2 建築（構造）」～「5 空気調和・換気設備」までの成果物は、「1 建築総合」の中に含めることができる（協議による）。

※「計画説明書」には、設計主旨および計画概要に関する記載を含む。

※「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

※「工事費概算書」には、数量に関する資料や単価に関する資料（見積、単価根拠等）を含む。

※電子データの形式については、原則、オリジナル形式及びPDF形式の他、図面データはJWW形式及びDXF形式、工事費概算書はエクセル形式を提出すること。

※成果物は、発注者と受託者との協議により、詳細を決定し、納品する。

※成果データを収納したCD-R等の納品数量については、2部とする。

2 新病院建設工事実施設計

実施設計業務は、一般業務及びその他（追加）業務とし、内容及び範囲は次のとおりとする。

（1）一般業務

次に掲げるもののほか、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第二号に掲げるものとする。

ア 建築（総合）実施設計

①情報収集・準備

- ・基本設計により設定された条件の把握
- ・現地詳細調査等（敷地、周辺環境等）
- ・使用材料等に関する資料の収集
- ・関係法令等に伴う打合せ
- ・スケジュールの調整
- ・各担当打合せ

②条件確定

- ・基本設計に基づく設計条件の確認（要求性能、法令等の制約条件、工事予算、工事期間等）
- ・基本設計に基づく設計方針の展開

③比較検討

- ・各部分の機能の検討
- ・使用材料の検討
- ・空間表現の検討（形態、使用部材等）
- ・工事費の検討
- ・維持管理の検討

④実施設計

- ・外部空間設計（外構設計、駐車場設計等含む）
- ・内部空間設計

- ・平面・立面・断面設計
- ・部分詳細設計
- ・各部分の使用材料及び仕様の確定
- ・防災設計
- ・色彩計画
- ・概算工事費との調整
- ・個別設計との調整

イ 建築（構造）実施設計

①情報収集・準備

- ・基本設計により設定された条件の把握
- ・現地詳細調査等（地盤・地質条件、近隣環境等）
- ・特殊工法部分の詳細調査
- ・関係法令等に伴う打合せ
- ・スケジュールの調整
- ・各担当打合せ

②条件確定

- ・基本設計に基づく構造設計条件の確認（荷重条件、法令等の制約条件、工事予算、工事期間等）
- ・基本設計に基づく設計方針の展開

③比較検討

- ・各部材の適合性の検討
- ・使用材料の検討
- ・工事費の検討

④実施設計

- ・応力解析（モデル設定、構造計算）
- ・構造設計（各部設計、接合部設計）
- ・工事費との調整
- ・全体設計との調整

ウ 電気設備実施設計

①情報収集・準備

- ・基本設計により設定された条件の把握
- ・現地詳細調査等（引き込み線、関連施設等）
- ・使用機材等に関する資料収集
- ・関係法令等に伴う打合せ
- ・スケジュールの調整
- ・各担当打合せ

②条件確定

- ・基本設計に基づく設計条件の確認（要求性能、法令等の制約条件等）
- ・基本設計に基づく設計方針の展開

③比較検討

- ・設備方式の詳細検討（受変電、非常用電源、電灯及びコンセント、動力設備、弱電設備、火災報知器等設備、エレベーター、特殊設備等）
- ・使用機器、材料の検討
- ・工事費の検討
- ・維持管理の検討

④実施設計

- ・電気設備設計（受変電、非常用電源、電灯及びコンセント、動力設備、弱電設備、火災報知器等設備、エレベーター、特殊設備等）
- ・使用機器、材料及び仕様の決定
- ・工事費との調整
- ・全体設計との調整

エ 給排水衛生設備実施設計

①情報収集・準備

- ・基本設計により設定された条件の把握
- ・現地詳細調査等（給排水経路、関連施設等）
- ・使用機材等に関する資料収集
- ・関係法令等に伴う打合せ
- ・スケジュールの調整
- ・各担当打合せ

②条件確定

- ・基本設計に基づく給排水衛生設備設計条件の確認（要求性能、法令等の制約条件等）
- ・基本設計に基づく設計方針の展開

③比較検討

- ・設備方式の詳細検討（給排水、ガス配管方法、配管経路、消火設備、汚水処理、特殊設備、医療ガス設備等）
- ・使用機器の検討
- ・工事費の検討
- ・維持管理の検討

④実施設計

- ・給排水衛生設備設計（給排水、ガス配管方法、配管経路、消火設備、汚水処理、特殊設備、医療ガス設備等）
- ・使用機器、材料及び仕様の決定
- ・工事費との調整
- ・全体設計との調整

オ 空調換気設備実施設計

①情報収集・準備

- ・基本設計により設定された条件の把握
- ・現地詳細調査等（給排水経路、関連施設等）
- ・使用機材等に関する資料収集

- ・関係法令等に伴う打合せ
- ・スケジュールの調整
- ・各担当打合せ

②条件確定

- ・基本設計に基づく空調換気設備設計条件の確認（要求性能、法令等の制約条件等）
- ・基本設計に基づく設計方針の展開

③比較検討

- ・設備方式の詳細検討（空調方式、系統、熱源、換気、自動制御、特殊設備等）
- ・使用機器、材料の検討
- ・工事費の検討
- ・維持管理の検討

④実施設計

- ・空調換気設備設計（空調方式、系統、熱源、換気、自動制御、特殊設備等）
- ・使用機器、材料及び仕様の決定
- ・工事費との調整
- ・全体設計との調整

カ 各種検討・手続業務

①関係法令による申請書等の作成・各種申請手続

- ・都市計画法や建築基準法、消防法、医療法などの関係法令による申請書等の作成及び手続
- ・標識看板の作成、設置報告書等の提出

（２）その他（追加）業務

ア 積算業務

①建築積算（新病院、外構、その他付帯工作物等）

- ・積算数量算出書の作成（積算数量調書含む）
- ・複合単価等資料（代価表、別紙明細を含む）の作成
- ・見積の徴収
- ・見積検討資料及び見積一覧表の作成

②電気設備積算（電力設備、通信設備、防災設備、監視制御設備、昇降機設備、その他電気設備）

- ・積算数量算出書の作成（積算数量調書含む）
- ・複合単価等資料（代価表、別紙明細を含む）の作成
- ・見積の徴収
- ・見積検討資料及び見積一覧表の作成

③機械設備積算（給排水衛生設備、空調設備、換気設備、ガス設備、医療ガス設備、その他機械設備）

- ・積算数量算出書の作成（積算数量調書含む）
- ・複合単価等資料（代価表、別紙明細を含む）の作成

- ・見積の徴収
 - ・見積検討資料及び見積一覧表の作成
- イ 関係法令等による申請書等の作成及び各種申請手続
- ①建築確認申請等に係る資料作成及び申請手続
 - ※次の埼玉県条例等に基づく申請及び標識看板の作成、設置報告書等の作成・届出、住民説明の実施含む
 - ※建築確認済証等の受領は、履行期限に含めない
 - ・埼玉県福祉のまちづくり条例
 - ・埼玉県建築物バリアフリー条例
 - ・ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
 - ・蕨市まちづくり指導要綱
 - ・蕨市中高層建築物の建築に係る事前公開及び紛争の調整に関する条例
 - ②免震構造の採用など新病院の構造等に応じ、建築物構造性能評価（免震構造）及び構造計算適合判定（大臣認定）の申請に係る資料作成及び手続
 - ③建築物省エネルギー法に係る関係資料（計算書）の作成及び適合判定手続
 - ④埼玉県建築物環境配慮制度（C A S B E E 埼玉県）によるトータルライフサイクルコスト等の比較検討及び評価に係る資料の作成及び手続
 - ⑤蕨市景観条例に基づく申請資料の作成及び手続
 - ⑥錦町地区地区計画に基づく申請資料の作成及び手続
 - ⑦都市計画法に基づく許可等については、市担当課と十分協議し、必要に応じて資料作成及び手続きを行う
 - ⑧医療法に基づく許認可申請（医療機器等を除く。）の資料作成及び申請補助業務（事前相談計画書、開設許可申請（エックス線診療室放射線防護図及び遮蔽計算書を含む。）、使用許可申請、検査受検及び開設届）
 - ⑨医療機器等に係る許認可申請の資料作成及び申請補助業務（放射線障害防止法の使用許可等の申請書類の作成、施設検査提出書類の作成等）
 - ⑩その他、新病院建設に必要な関係法令等に基づく申請関係資料作成及び手続
- ウ 諸室什器・備品類のレイアウト図の作成
- エ 透視図の作成
- ①種類：内観（アイレベル×2室）2枚
 外観（鳥瞰図・アイレベル）各1枚　合計4枚
 - ②大きさ：A2版
 - ③額の有無及び材質：有　アルミ製
 - ④電子データ：要
- オ 模型の作成
- ①縮尺：1／100程度（協議による）
 - ②主要材料：アクリル、着色
 - ③ケースの有無及び材質：有、アクリル
 - ④写真撮影：要
- カ バーチャルリアリティ（VR）の作成

- セ その他、実施設計業務に必要な業務（発注者との協議による）

⑮天井伏図（各階） ⑯平面詳細図（各階・各室） ⑰断面詳細図 ⑱部分詳細図（必要箇所） ⑲建具表 ⑳外構図 ※駐車場、敷地内雨水排水処理図面等含む。 ㉑植栽図 ㉒仮設計画図 (3) 工事費内訳書（積算根拠資料等含む） (4) 各種計算書 (5) 各種比較検討書 (6) 関係官公署等への提出書類 (7) 工事費概算書 (8) 実施設計書の概要版	ファイル綴り 1 部 ファイル綴り 1 部 ファイル綴り 1 部 ファイル綴り 1 部 ファイル綴り 1 部 A 3 版製本 60部
2 建築（構造） (1) 建築（構造）実施設計図書 ①建築（構造）設計図（表紙、図面目録） ②特記仕様書 ③構造基準図 ④伏図（各階） ⑤軸組図 ⑥各部断面図 ⑦部材断面表 ⑧標準詳細図 ⑨各部詳細図 ⑩構造基本図 (2) 構造計算書（構造図含む） (3) 構造計算データ (4) 工事費内訳書（積算根拠資料等含む） (5) 各種比較検討書 (6) 関係官公署等への提出書類 (7) 工事費概算書	図面 A 1 原図（白紙） 3 部 A 1 製本 2 部 A 3 製本 5 部（縮版） ファイル綴り 1 部 ファイル綴り 1 部 ファイル綴り 1 部 ファイル綴り 1 部 ファイル綴り 1 部 ファイル綴り 1 部
3 電気設備 (1) 電気設備実施設計図書 ①電気設備設計図（表紙、図面目録） ②特記仕様書 ③敷地案内図及び配置図 ④受変電設備図	図面 A 1 原図（白紙） 3 部 A 1 製本 2 部 A 3 製本 5 部（縮版）

⑤非常電源設備図 ⑥発電設備図 ⑦幹線系統図 ⑧電灯、コンセント設備平面図（各階） ⑨弱電設備図（系統図含む） ⑩動力設備図（系統図、各階平面図含む） ⑪静止型電源設備図 ⑫雷保護設備図 ⑬構内情報通信網設備図（系統図、各階平面図含む） ⑭構内交換設備図 ⑮情報表示設備図 ⑯放送・映像・音響設備図 ⑰拡声設備図 ⑱誘導支援設備図 ⑲テレビ共同受信設備図 ⑳テレビ電波障害防除設備図 ㉑呼出し設備図 ㉒監視カメラ設備図 ㉓防犯・入退室管理設備図 ㉔中央監視制御設備図 ㉕火災報知等設備図（系統図、各階平面図含む） ㉖構内配電線路図 ㉗構内通信線路図 ㉘通信・情報設備平面図（各階） ㉙駐車場管理設備図 ㉚屋外設備図 ㉛特殊設備図 ㉜その他設置設備図	
(2) 電気設備計算書	ファイル綴り 1 部
(3) 電気設備工事費内訳書（積算根拠資料等含む）	ファイル綴り 1 部
(4) 昇降機等設備実施設計図書	図面 A 1 原図（白紙） 3 部
①昇降機設備設計図（表紙、図面目録）	A 1 製本 2 部
②特記仕様書	A 3 製本 5 部（縮版）
③敷地案内図及び配置図	
④昇降機等設備図	
⑤昇降機設備断面図	

3 隣接する蕨市総合社会福祉センターの改修工事に係る実施設計

(1) 目的及び概要

移転候補地西側道路の病院敷地としての活用に伴い、隣接する蕨市総合社会福祉センターの一部改良工事を行うため、新病院建設とあわせ、改良工事を発注するために必要な図書を作成及び工事費の積算を行うものである。また、これらに必要な現地調査、関係機関等や他関連工事との調整及び申請事務を行うこととする。

(2) 設計上の留意事項

設計にあたっては、現地調査を行い、調査終了後に工事施工方法や設計図書等の作成について、発注者及び蕨市総合社会福祉センターと協議の上、決定する。

(3) 貸与資料

蕨市総合社会福祉センター建設工事 設計図、竣工図等

(4) 成果品

成果品等については、以下を基本とするものとし、以下に定めのないものについては、発注者と協議により決定するものとする。

成果物等	規格・提出部数
①改修工事实施設計図面	図面 A 1 原図（白紙） 3 部 A 1 製本 2 部 A 3 製本 5 部（縮版）
②改修工事費内訳書 ・ 積算数量算出書（積算数量調書含む） ・ 複合単価等資料（代価表、別紙明細含む） ・ 見積の徴収 ・ 見積検討資料及び見積一覧表	ファイル綴り 1 部
③各種計算書	ファイル綴り 1 部
④関係官公署等への提出書類	ファイル綴り 1 部
⑤各種比較検討書	ファイル綴り 1 部
⑥関係法令検討書	ファイル綴り 1 部
⑦工事費概算書	ファイル綴り 1 部
⑧その他資料	ファイル綴り 1 部

※電子データの形式については、原則、オリジナル形式及びPDF形式の他、図面データはJWW形式及びDXF形式、工事費内訳書はエクセル形式を提出すること。

※工事費概算書には、数量に関する資料及び単価に関する資料（単価根拠、見積書等）を含むものとする。

※積算根拠資料は、使用材料や機器、工法等に関する文献・カタログ等を含む。

※工事発注の際には、必要に応じて最新の単価に入れ替えること。

※成果物は、発注者と受託者との協議により、詳細を決定し、納品する。

※成果データを収納したCD-R等の納品数量については、2部とする。

4 調査業務

調査業務は、設計用模擬地震波等の作成を除き、基本設計段階での実施を想定している。

(1) 地盤調査

移転候補地の地盤構成について、建築物の設計・施工（免震装置の導入検討を含む）に必要な資料を得るとともに、地震時における地盤の振動性状を推察し、設計の基礎資料とするため、主に次の事項の調査を実施し、調査結果を考察の上、とりまとめて報告すること。

ア ボーリング調査 4 箇所

※免震構造の採用も検討するため、1 箇所以上は地盤の波形作成等に必要となる調査についても実施すること。

※ボーリング調査は、深さ95m程度を2箇所、深さ45m程度を2箇所の合計4箇所を想定。

イ 主な調査内容等

- ①土層構成の把握及び支持層の確認
- ②各地層の物理・力学的土性の把握、強度及び沈下特性の確認
- ③地盤の変形特性の把握、液状化の判定
- ④地盤の振動状態の把握
- ⑤敷地の地盤条件を考慮した設計用模擬地震波等の作成
- ⑥その他設計に必要な調査・解析等

ウ 成果品

- ①調査結果報告書 1 部（製本及び電子データ）
- ②土質標本 1 式

エ 留意事項

受注者は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、当院に提出するとともに、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。

(2) デジタルテレビ放送受信障害予測調査

新病院建設に伴い、想定される地上デジタル「以下、「地デジ」という。」放送受信障害の影響について、机上検討及び現地調査を行う。

ア 机上検討

- ①地デジ電波の受信状況の想定
- ②地デジ電波の送信状況
- ③高層建物及び住宅等の分布状況
- ④地形の状況

イ 現地調査

- ①地デジ電波の受信状況
 - ・対象テレビ電波
対象地域で受信している全ての地デジチャンネル
 - ・調査項目
受信特性の測定、画像評価、BER値の測定、品質評価、テレビ受信画面の観

測、既存受信形態調査

②建物の現状及び今後の見込み

③地形の状況変化

ウ 成果品

報告書 1部（製本及び電子データ）

※報告書は、（一社）日本CATV技術協会の「技術審査済」の捺印付とする。

※影響範囲の予測地域図

※各調査地点におけるチャンネル別の受信状況（調査結果一覧表）

※各調査地点における画像写真（チャンネル別・カラー写真、提出は1部で可）

※提言書（調査結果の説明及び障害解消対策についての意見書）

（3）土壤汚染対策法に基づく土地利用履歴調査

土壤汚染対策法に定める土地利用履歴調査（地歴調査）として、移転候補地（移転候補地の西側道路敷地含む）及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の使用等の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況、その他の調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報入手・把握し、土壤汚染状況調査の実施の要否を判断する。

ア 調査方法

調査方法は、発注者との協議の上、閲覧、電話による聞き取り、現地調査及び文書等により行う。

イ 成果品

報告書 1部（製本及び電子データ）

・付近見取図

・公図

・登記登録の写し

・旧住宅地図等

・現場写真

・地歴調査チェックリスト

・その他、発注者において添付が必要と判断する資料

（4）測量業務

本測量は、移転候補地（移転候補地の西側道路敷地を含む）等の測量を行う。

ア 主な内容

①対象敷地の測量及び高低測量

②真北測量

イ 成果品

①測量図

②真北測量報告書

③現場写真

ウ その他

- ①受注者は、調査及び測量のため公有又は私有の土地に立入る場合、発注者が発行する身分証明書を常時携帯するとともに、関係住民等から請求があればこれを提示しなければならない。また、私有地等の立入りについては、発言及び作業を慎重にし、住民に不安感や悪感情等を与えないように注意すること。
- ②本調査について下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を蕨市内で業を営む者の中から選定するように努めなければならない。

第3 一般事項

1 業務の実施

- (1) 本業務の実施は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行い、院内会議（各種検討会議やWGを含む）や市議会等と随時合意形成を図りながら進めるものとする。
- (3) 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行い、必要に応じ院内会議（各種検討会議やWG等を含む）や市議会等と随時合意形成を図りながら進めるものとする。
- (4) 積算業務は、発注者の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行うこと。
- (5) 受託者は、業務の実施にあたっては、関係する法令、条例等を遵守すること。
- (6) 受託者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで業務を実施すること。
- (7) 受託者は、業務の進捗に関して、発注者・CM業務受託業者に対して定期的に報告を行うこと。
- (8) 受託者は、自社の社員の中から管理技術者、照査技術者及び担当技術者を選任し、発注者に報告すること。なお、これらの技術者（照査技術者を除く）は特別な場合を除き、本業務の公募型プロポーザル実施時に提出した配置予定技術者調書に記載した者を選任すること。
- (9) 受託者は、本業務の一部を再委託する場合には、予め発注者の承認を得ること。
- (10) 本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (11) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (12) 現地踏査や現地調査を伴うものは、作業日程や作業内容について、必要に応じて計画書を作成し、事前に発注者に承認の上で行うこと。
- (13) 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直に発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに、応急処置を講ずるものとする。
- (14) 受注者は、本業務の履行にあたり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合、発注者の責任に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負うものとする。
- (15) 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
- (16) 基本構想・基本計画において基本的な考え方を示しているが、今後、当院を取り巻く環境や経営的な視点、新病院における諸条件なども考慮し、仕様書に定めのない事

項であっても、本業務の目的を達成するためには性質上必要と思われるものは、受託者の責任において完備すること。

2 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載するものとする。
 - ア 業務概要
 - イ 業務方針
 - ウ 業務工程
 - エ 業務組織計画（担当技術者名簿及び業務分担表を含む。）
 - オ 使用する主な図書及び基準
 - カ 連絡体制（緊急時を含む。）
 - キ その他発注者が必要とする事項
- (3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度発注者に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 発注者が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

3 打合せ及び議事録

本業務を適正かつ円滑に実施するために、担当職員と業務処理責任者は常に密接な連絡を取り、業務の方針，条件等の疑義を正すものとし、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

4 適用基準等

本業務の実施にあたっては、建築基準法その他関係法令及びその他これに基づく条例規則等の規定によるほか、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したもの（最新版）によるものとし、事前に発注者の承諾を得ること。また、下記に掲げるものを含む各種適用基準の適否については、発注者と協議するものとする。

- (1) 共通
 - ア 官庁施設の基本的性能基準
 - イ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - ウ 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
 - エ 官庁施設の環境保全性基準
 - オ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
 - カ 官庁施設の防犯に関する基準
 - キ 公共建築設計業務委託共通仕様書
 - ク 建設副産物の手引き
 - ケ 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン

- コ 埼玉県建築工事委託業務実務要覧
- サ 埼玉県建築工事实務要覧
- シ 埼玉県環境配慮方針
- ス 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- セ 埼玉県福祉のまちづくり条例
- ソ 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
- タ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
- チ 彩の国建設リサイクル実施指針
- ツ 埼玉県建築設計業務委託共通仕様書
- テ 埼玉県グリーン調達推進方針
- ト 埼玉県公共事業景観形成指針
- ナ 埼玉県電子納品運用ガイドライン
- ニ 蕨市まちづくり指導要綱
- ヌ 蕨市中高層建築物の建築に係る事前公開及び紛争の調整に関する条例
- ネ 蕨市景観条例
- ノ 蕨市市有施設の木造化・木質化等に関する指針
- ハ 建築物解体工事共通仕様書
- ヒ 石綿飛散防止対策マニュアル
- フ 建築物の解体等に係る石綿被ばく露石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

(2) 建築

- ア 埼玉県建築工事特別共通仕様書
- イ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ウ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- エ 公共建築木造工事標準仕様書
- オ 建築設計基準
- カ 建築設計基準の資料
- キ 建築構造設計基準
- ク 建築構造設計基準の資料
- ケ 建築工事設計図書作成基準
- コ 建築工事設計図書作成基準の資料
- サ 建築工事標準詳細図
- シ 擁壁設計標準図
- ス 構内舗装・排水設計基準
- セ 構内舗装・排水設計基準の資料

(3) 建築積算

- ア 公共建築工事積算基準
- イ 公共建築数量積算基準
- ウ 公共建築工事共通費積算基準
- エ 公共建築工事標準単価積算基準
- オ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）

- カ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- キ 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）
- ク 工事歩掛要覧
- ケ 埼玉県建築工事積算基準
- コ 埼玉県建築工事共通費積算基準
- サ 埼玉県建築工事共通費積算基準の運用

（４）設備

- ア 建築設備計画基準
- イ 建築設備設計基準
- ウ 建築設備工事設計図書作成基準
- エ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- オ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工費編）
- カ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- キ 電気通信設備工事共通仕様書
- ク 埼玉県電気設備工事特別共通仕様書
- ケ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- コ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- サ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- シ 埼玉県機械設備工事特別共通仕様書
- ス 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- セ 建築設備耐震設計・施工指針
- ソ 建築設備設計計算書作成の手引き
- タ 光ファイバケーブル施工要領

（５）設備積算

- ア 公共建築設備数量積算基準
- イ 公共建築設備工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ウ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- エ 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）
- オ 営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）
- カ 工事歩掛要覧

5 検査

- （１）業務が完了した時は、成果品を提出し、発注者の検査を受けること。なお、検査は、基本設計が完了する２０２５年度末及び実施設計が完了する２０２６年度末に、それぞれ実施する。
- （２）業務完了期限前であっても、発注者があらかじめ成果品の提出期日を指定した場合には、その指定する期日までに、その時点における成果品を提出し、検査を受けること。

6 著作権

- (1) 本業務の成果物の著作権及び所有権は、全て発注者に帰属するものとし、工事発注用図書、工事遂行のために必要な資料等として使用することができるものとする。
- (2) 提出されたC A Dデータについては、当該工事の請負者に貸与し、当該工事における施工図の作成、完成図の作成及び完成後の維持管理等に使用する。

7 資料の貸与及び返却

- (1) 業務を進めるにあたって、必要となる資料については、協議のうえ、発注者から貸与する。
- (2) 貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、発注者の認めるもの以外、これを公表し、貸与し又は複製してはならない。
- (3) 貸与の資料は、業務が終了したときは、速やかに発注者に返却すること。

8 使用言語等

本業務に使用する言語は日本語、数字は算用数字、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。